

公募公告

令和4年8月17日

支出負担行為担当官

近畿管区行政評価局総務行政相談部長

森本 泰央

下記契約に係る調達参加者を、以下のとおり公募します。

なお、本公告は契約の適正かつ確実な実施を確保するため、調達参加希望者に対し、その確実な履行を証明する書類等の提出を求めるものです。

記

1 調達件名

近畿管区行政評価局の庁舎移転に伴う総務省LANシステムの移設作業等の請負

2 調達の種類

役務の提供

3 調達の内容

「近畿管区行政評価局の庁舎移転に伴う総務省LANシステムの移設作業等の請負」の仕様書による。

4 調達の履行期間

契約締結日～令和5年3月31日

ただし、移設本作業は令和4年12月23日から12月25日までに実施すること。

5 履行証明書作成要領等の交付

公募参加希望者には、履行証明書作成要領及び仕様書を交付します。

(1) 交付期間

募集期間終了日までの平日午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

近畿管区行政評価局総務行政相談部総務課会計係（電話：06-6941-3432）

大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館7階

6 履行証明書の提出先

交付場所に同じ。

7 募集期間

令和4年8月17日から同年9月7日の午後5時まで

8 公募に参加するものに必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人または被補助者であって、契約のために必要な同意を得ているものについては、この限りでない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「情報処理」、「ソフトウェア開発」及び「その他」において、A、B、C又はD等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 総務省及び他省庁等における指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日は含まない。
- (5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者
 - ① 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - ② 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- (6) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。
- (7) 上記(1)～(6)の公募参加資格のない者の提出書類等は無効とする。

9 その他

調達参加希望者は、履行証明書の提出をもって上記8(5)及び(6)の規定に該当しないことを誓約し、かつ当省の求めに応じ、調達参加希望者の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を提出すること、及び当該名簿等に含まれる個人情報の提供につき同意したものとみなすものとする。加えて、提出された書類等について説明を求められたときはこれに応じなければならない。